

重 要 事 項 説 明 書

1 事業所

事業所の名称	グループホーム あおぞら
事業所の所在地	岡山県岡山市南区中畦421番5
代 表 者 名	医療法人REGIONO 理事長 重 松 照 伸
管 理 者 名	洲脇 一美
電 話 番 号	086-298-9191
F A X 番 号	086-298-9191

2 事業の目的と運営の方針

事業者は、利用者に対し、介護保険法関係法令の定めるところにより指定を受けた該当事業所において、家庭的な環境のもとで、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護給付の対象となる「認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護」サービスを提供する。

3 施設の概要

敷地面積	624.08㎡	設備	個室全9室（冷暖房、流し台、温水設備）
建物構造	木造平屋建て	居間兼食堂	1室、 浴室 1室、 便所 3ヵ所
延床面積	202.75㎡	脱衣室・洗面所	1室、
利用定員	9名	事務所	1室、 リネン室 1室

4 入居にあたっての留意事項

- (1) 利用者は、管理者その他の職員による指導又は指示に従うとともに、事業所内における共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。
- (2) 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届け出る。
- (3) 利用者は、事業所の整理、整頓その他環境衛生を保持するため、事業所に協力する。
- (4) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、管理者及び各種の従業者で構成する「身体拘束検討委員会」にて検討判断し、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、利用者の家族への十分な説明をする。
- (5) 入居者が故意に物品等に損害を与えた場合はその損害費用の請求を行うものとする。
- (6) 利用者は、事業所が定める遵守事項に従うこと。
- (7) 下記の各号の行為は禁止行為とする。
 - ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - ②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）
 - ③職員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

5 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食事の介助	利用者の身体状況に配慮し、四季折々のメニュー等バラエティに富んだ食事を提供する。(食材料費については、給付対象外)
排泄の介助	利用者の状況に応じて自立支援の観点に基づき適切な排泄介助を行なう。
入浴の介助	清潔の保持および心身のリフレッシュが図れるよう、ケアプランに基づき入浴又は、清拭を行なう。
着替えの介助	生活のリズムを考えて、起床および就寝時に着替えを行う。また寝たきり防止のため、適宜離床を促す。
健康管理	協力医療機関と連携をとり往診等により健康管理につとめる。 入所者が外部の医療機関に通院する場合には、その介添えについて可能な限り配慮することとする。
相談及び援助	当事業所は、入居者及びそのご家族からの相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努める。

(2) 介護保険給付対象外利用料

別紙参照

(3) 介護度別負担金額

別紙参照

6 従業員の職種、員数及び職務内容

従業員の職種、員数及び職務内容は下記の通りとする。

(1) 管理者 常勤兼務 1人

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

(2) 介護計画作成担当者 常勤兼務 1人

介護計画の作成を担当する。

(3) 従業者

介護職員 常勤 () 人 (計画作成担当者を含む)

非常勤 () 人

なお、夜勤時間帯は、常時1人を配置する。

7 勤務時間体制

日勤 9:00 ~ 18:00	早番 7:00 ~ 16:00
遅番 10:00 ~ 19:00	夜勤 17:00 ~ 10:00

8 苦情 相談について

サービス内容に関する苦情、相談の受け窓口は

グループホーム あおぞら 担当者 洲脇 一美

電話 086-298-9191

受付時間 9:00~18:00

法人総合ご利用者苦情、相談窓口

電話 086-362-3100

受付時間 9:00~18:00

(土日祝、夏季年末年始休業を除く)

岡山県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理係 086-223-8811

受付時間 8:45~17:15

9 苦情解決体制の整備

事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設け解決に向けた調査を実施するとともに、必要な改善措置を講じるものとする。

2 事業者は指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関し、法第23条の規定により岡山市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は岡山市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び岡山市が行う調査に協力するとともに、岡山市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

3 事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

10 緊急時、事故発生時等における対応方法

従業者は、利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な対応を行うとともに、管理者に報告するものとする。

2 事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、岡山市、当該利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

11 非常災害対策

事業所は、常に非常災害に備え機器を維持管理するとともに、非常災害に関する具体的計画をたて、これを従業者に徹底するとともに、年1回以上定期的に非常災害想定訓練を実施する。

12 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の手続

事業者は、指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

2 利用者に、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は三つの要件をすべて満たす必要がある。

(1) 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

(2) 非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

(3) 一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

- 3 「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討した結果、三つの要件をすべて満たす状態であることが判断され、身体拘束等を行われた記録等については、サービス提供終了後5年間、保存しておかなければならない。

1 3 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※虐待の発生又はその再発を防止するための以上の措置が講じられていない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1.0%を減算）となる。

- 2 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを岡山市に通報しなければならない。

1 4 業務継続計画の策定

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

※以上の基準に適合していない場合は業務継続計画未実施減算（所定単位数の3.0%を減算）する。

※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

1 5 成年後見制度の活用支援

事業者は、利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度の活用できるように支援を行うものとする。

1 6 秘密保持

- (1) 事業者及びその従業員は、利用者及びその家族の了解無しに知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者及び利用者の家族の秘密を漏らすことのないよう必要な処置を講じる。
- (3) ただし、事業者は、利用者及び利用者の家族の同意を得てサービス担当者会議等において、それらの個人情報を用いることがある場合を除く。

1 7 グループホーム あおぞら の情報提供

- (1) 第三者評価：ホームページにて公開中。
- (2) 自主評価：適切なサービス提供を趣旨として実施。インターネットにより閲覧可能。
- (3) 介護サービス情報公表制度：事業者から県市町村に情報提供されている内容についてもインターネットにより閲覧可能。

※上記（１）～（３）については、希望により書面等による説明を行なっている。

以上

別紙

介護度別負担金額

区 分	保険単位	1ヶ月	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要支援 2	761	30日	23,150円	46,300円	69,449円
要介護 1	765	30日	23,272円	46,543円	69,814円
要介護 2	801	30日	24,367円	48,733円	73,100円
要介護 3	824	30日	25,066円	50,132円	75,198円
要介護 4	841	30日	25,584円	51,167円	76,750円
要介護 5	859	30日	26,131円	52,262円	78,393円
医療連携体制加算Ⅰ(ハ)	37	30日	1,126円	2,251円	3,377円
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	22	30日	670円	1,339円	2,008円
※ 初期加算 入居から30日以内は30単位加算／1日につき					
※ 口腔栄養スクリーニング加算 6月に1回を限度に20単位／回					
※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (基本サービス費に各種加算減算を加えた1ヶ月あたりの総単位数) × (加算率18.6%) (※1単位未満の端数は四捨五入)					
※ 協力医療機関連携加算 40単位／月					
※ 退居時情報提供加算 250単位／回					
※ 科学的介護推進体制加算 40単位／月					
※ 入院時費用 246単位／日					
※ 退居時相談援助加算 400単位／回					
※ 看取り介護加算					
死亡日以前31～45日 72単位／日					
死亡日以前4～30日 144単位／日					
死亡日前日及び前々日 680単位／日					
死亡日 1,280単位／日					

1単位の単価は10,14円。 要支援2については医療連携加算が加算されない。

介護保険給付対象外利用料

種 類	1 日	1ヶ月(30日)	備 考
家 賃 (個室)		37,000円	
日用品費・教養娯楽費	実 費	実 費	
食 材 費	1,300円	40,300円	朝360円、昼450円、夕490円
光 熱 水 費	460円		
理 美 容 代			実 費
お む つ 代	リハビリパンツ	1袋	2,760円
		(S24枚、M22枚、L20枚)	
	テープ式紙おむつ	1袋	3,000円
		(S34枚、M30枚、L26枚)	
	パット (特大)	1袋(20枚)	2,600円
	(超吸収)	1袋(30枚)	2,500円
	(ワイドロング)	1袋(30枚)	1,100円
	(ビッグ)	1袋(30枚)	1,530円

	(大)	1 袋 (3 0 枚)	1, 3 0 0 円
	(小)	1 袋 (3 0 枚)	7 0 0 円
	アテント	1 袋 (2 0 枚)	2, 0 0 0 円
電気毛布、テレビ等の持ち込みの電化製品は、1 日当たり電気代として 6 0 円			
※ おむつについては、仕様の変更・税制改正等により入数・価格が変更となる場合があります。また、上記に記載のないものを新たに使用する場合があります。水道、光熱費については実績により変更があります。変更等は、あらかじめ利用者又はその家族に対し説明と同意の上で提供します。			